※被告・関係当事者名は仮名に置き換え済み

令和3年(ワ)第378号 損害賠償請求事件

令和4年(ワ)第354号 損害賠償請求事件

原 告 外 113 名

被 告 S社 外12名

上 申 書

令和5年9月18日

静岡地方裁判所沼津支部民事部合議2B係 御中

今後の裁判の進行についての陳述

原告

今回、加藤弁護士ら3名から私の代理人を辞任する、訴訟の取下げを検討するようにという連絡を頂きました。訴訟は取り下げず、裁判を続ける所存です。 代理人をどうすべきなのか、現時点で未定です。しかし、代理人がいないまま本日の裁判を迎えたこの機会に、一人の原告として、今後の裁判の進行に対する原告の生の声に耳を傾けていただきたいのです。

進行に対する私の要望は、二つあります。一つは、裁判で解明すべき発災の原因究明の範囲を広げてほしいということ、二つ目は、裁判を公開してほしいということです。

まずは、土砂の崩落の直接の原因となった源頭部だけでなく、発災までの周辺地域の違法な開発行為と、それを見逃した行政手続きの検証、崩落のメカニズムの具体的で科学的な検証を、裁判の重要なテーマとしていただきたいということです。

源頭部だけでなく、周辺地域まで範囲を広げて被告らの行為と責任を正しく明らかにすることは、損害賠償請求のために必須であります。さらに、被災者たちの将来にわたる二次被害を防ぐことにもなるからです。

私は、この方針は、優先度の違いはあったとしても、私以外の原告の願いと裁判の方針とも矛盾するものではないと思います。

私がなぜ、土砂崩落の背景となった原因の究明を広く求めるのか、私から見える被災者たちの現在置かれている状況、それが裁判とどう関わっているのかを述べます。

私たちは、2年前の発災で失われた命、財産の補償と救済を求めて訴訟を起こしました。

しかし、発災による被害は現在進行形であり、真の原因が究明されて解決されない限り、将来にも被害を生む可能性があるのです。

私は8月31日、行政代執行の終了した源頭部の見学会へ参加いたしました。 説明者の静岡県盛り土対策課班長は

・「行政代執行は、盛り土の実行者である前所有者が盛った土砂の危険な部分を取り除いたものである」と明言されました。 驚きました。

行政代執行で取り除かれる土砂の範囲は、法律の決まりでは切迫した危険に限定され、源頭部の一部の土砂を取り除いて「完成」してしまったのです。 しかし、

- ・土石流現場の隣接地には不法投棄された土砂が残り、他の盛り土もそのまま あります。
- ・放置されている産業廃棄物には、数年後には腐食し漏れ流れ、山、川と海を 汚染する有害物質が含まれている可能性があります。
- ・隣接する不法に開発された宅地では排水対策が不十分であり、雨の量によっては、分水嶺を越えての水害の可能性が指摘されています。

そのことに疑問を感じて、「住民は、最低限の代執行だけでなく、以前の伊豆山のように、盛土やゴミは全部取り除いて欲しいと望んでいるのではないでしょうか。行政代執行後、周辺の有害な産廃の除去、盛り土の撤去、違法な伐採の取り締まりをどういうスケジュールで現所有者にさせていくのか」と問うと、現場の県の担当者の回答は、「現所有者に指導はしているが強制はできない」「現所有者の責任、それは裁判で決まることです」と答えられました。これは言い換えれば、現所有者が応じないことや裁判で決まらないことは認められないということです。行政は、源頭部の代執行工事が終われば、積極的に周辺の環境を回復し、根本的な安全対策を行う必要はないとの認識です。

現在の行政による安全対策は局所的といえます。私自身は伊豆山への帰還者ではありませんが、故郷の皆様がそれぞれどういう気持ちでおられるのかをひしひしと感じます。将来にわたる危険を不安に感じている方、行政のいう安全を信じている方、皆さんは帰宅し、現地で生活を再建するかどうか、今後、選択を迫られていくのです。

だからこそ、裁判でこの事件の背景にまで迫った原因究明を急いでほしいのです。行政の報告書や対策だけでは、この事件の真相には迫れないのです。 そしてそのためには、2つ目の要望として、裁判の公開をしていただきたいのです。

判決を待つ間にも、現場は動いていきます。

事実に基づく強い主張をかさね、裁判を公開することは、

「世間と社会が認識する事実」を大きく動かし、行政を動かし、復興と安全対策をすすめ、被害者の救済を進めることにつながると思います。当事者である私たちですら、裁判の状況がわかりにくいのに、今のような非公開の手続では、世の中の人は、この事件がもう解決したか、解決に向かっているのだろうと思い、無関心が広がってしまいます。

裁判の進行について、私の言いたいことは、範囲を広げて原因究明をしっかり してほしいことと、裁判の公開をしてほしいという2点でした。

以上